

## 語句の解説

<b>代表者等</b>
法人にあっては、非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者。 任意の団体にあっては、その代表者及び経営に事実上参加している者。
<b>役員</b>
理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事、監査役又はこれらに準ずる者 ・「理事」「監事」とは、財団法人及び社団法人等におけるもの。 ・「取締役」「執行役」「業務を執行する社員」「監査役」とは、会社法の株式会社、持分会社等におけるもの。 ・「これらに準ずる者」とは、法人格を有する他の団体における役員で、理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事、監査役と名称は異なるが、これらに準じる者。
<b>経営に事実上参加する</b>
出資者として事実上経営を支配している場合 顧問・相談役等の肩書を持ち経営に関与している場合 その他経営に実質的に関与している場合
<b>暴力団関係者</b>
暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは構成員でなくなった日から5年を経過しない者 いわゆる暴力団準構成員である者 暴力団又はその構成員若しくは構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあると認められる者
<b>暴力団準構成員</b>
暴力団の構成員ではないが、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者、又は暴力団に資金や武器を提供するなどして、その組織の維持・運営に協力し若しくは関与する者
<b>暴力団又はその構成員若しくは構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあると認められる者</b>
典型的には暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団構成員等」という。）が自己又は他人の名義で多額の出資をし、これを背景として事業活動に相当の影響力を及ぼしている法人のほか、例えば、融資関係、人的派遣関係、株式所有関係又は取引関係等を通じて、結果的に暴力団構成員等が事業活動に相当程度の影響力を有するに至っているものが含まれる。 具体的には、次の事由を有する者がこれに該当すると考えられるが、該当性の判断にあたっては、これらの事由を個別具体的かつ総合的に検討する。 ア 暴力団構成員等の親族（事実上の婚姻関係にある者を含む。）又は暴力団若しくは暴力団の構成員と密接な関係を有する者が、応募事業者（代表者等を含む。）であることのほか、多額の出資又は融資を行い、事業活動に相当程度の影響力を有していること。 イ 暴力団構成員等が、事業活動への相当程度の影響力を背景にして、名目のいかんを問わず、多額の金品その他財産上の利益供与を受けていること、又は売買、請負、委任その他の多額の有償契約を締結していること。 ウ 暴力団構成員等が、「役員」ではないが、役員と同等以上の支配力を有していること。 前記ウの「役員と同等以上の支配力を有する」か否かは、その者が自己の地位や権限などに基づいて法人の意思決定に関し、どの程度実質的な影響力を及ぼし得るかを個々具体的に判断しなければならないが、例えば、次のような者は、これに該当することが多いと考えられる。 ア 相談役又は顧問の名称を有する者 イ 発行済株式の総数の100分の5以上の株式を所有する株主 ウ 出資総額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者 エ 自己の親族（事実上の婚姻関係にある者を含む。）を傀儡として当該法人の役員に就任させている者

**暴力団関係者の利益となる活動を行った場合 脅迫によるものは含まない。**

正当な理由のない金品の供与（用心棒代、地代、騒音等に対する迷惑料、地域対策費等）  
社会通念上適切な額を著しく超える金品の供与（商取引及び冠婚葬祭等社会的儀礼行為において）  
暴力団関係者の不当に高い額での再委託者としての使用  
暴力団関係者が関与する諸行事への資金的援助  
暴力団が組織として行う「義理ごと」に、祝い金等の金銭や物品を供与し又は建物、駐車場を供与した場合  
事務所又は住居を提供した場合  
暴力団関係者の諸活動に必要な建物、物品等を社会通念上不適切な内容で提供、貸与又は支給する等の便宜  
供与・支援

**暴力団関係者を使用した場合**

暴力団関係者を使用して行う次の行為をいう。

指定管理者選定に際しての他者妨害  
再委託者としての使用の強要  
委託料債権放棄又は不当な値引きの強要  
債務の履行の強要  
交際を利用しての背後に暴力団がいるかのような言動や、便宜を図ることの強要  
暴力団関係者への問題の解決依頼  
その他不法、不当な暴力団関係者の使用

**暴力団関係者と密接な交際等を有している場合**

社会的に批判の対象となる暴力団関係者との交際等で、概ね次のような交際を有することをいう。  
（ただし、認定に当たっては、頻度、範囲、正当な理由の有無、暴力団関係者であることの知情性等を総合的に勘案するものとする）。

ゴルフ、麻雀等  
旅行への同行  
飲食を共にする  
共同で事業（指定管理者としての業務以外）を実施  
冠婚葬祭等の行事への参列  
事務所・関係者宅への出入り、又は団体等の事務所や自宅への関係者出入り  
利益、便宜又は支援を目的とした組織又は会の会員であること